

栃木県住宅供給公社公告

栃木県県営住宅の管理代行について

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項の規定により下記のとおり栃木県に代わって県営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第 2 項の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

栃木県住宅供給公社
理事長 鈴木 英樹

記

- 1 管理を行う地方住宅供給公社の名称
栃木県住宅供給公社
- 2 管理を行う県営住宅（共同施設を含む。）の名称
平成 9 年 3 月 31 日栃木県告示第 310 号（県営住宅の名称及び位置）の名称（矢板・大田原地区及び佐野・足利地区を除く。）
- 3 栃木県に代わって行う県営住宅及び共同施設の管理の内容
法第 3 章の規定による管理業務（栃木県との契約により一部は権限を代行する業務から除き、補助行為や事実行為とする。）
ただし、栃木県県営住宅条例（平成 9 年 3 月 28 日栃木県条例第 1 号）第 32 条の規定により指定管理者に行わせることとされた管理業務を除く。
- 4 管理を行う期間
令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日まで